次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後	変更前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
大分空港事務所	7時30分から22時30分まで

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
大分空港事務所	7時30分から22時30分まで
宮崎空港事務所	7時30分から21時30分まで

○国土交通省告示第二百十二号

航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）について告示した事項に変更があったので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後	変更前
別表第二 提供する場所　所在地 （略）　（略） 大分空港事務所　大分県国東市　大分空港内	別表第二 提供する場所　所在地 （略）　（略） 大分空港事務所　大分県国東市　大分空港内 宮崎空港事務所　宮崎県宮崎市　宮崎空港内

○国土交通省告示第二百十三号

航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区

二　航空保安無線施設の種類及び名称　女満別ＶＯＲ／ＤＭＥ及び美幌ＶＯＲ／ＤＭＥ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地　Ｎ43°53′Ｅ144°10′　北海道網走郡大空町

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年二月十九日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後										
1　ＶＯＲ										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）										

変更前										
1　ＶＯＲ										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）										